

# 2019年度運輸安全マネジメント 安全管理方針

当社では、道路運送法に基づく運輸安全マネジメントを推進するため安全管理方針を設定します。

自動車運送事業者の社会的使命である、「輸送の安全の確保と向上」を深く認識し、全社員に安全の最優先と意識の徹底を図り、運輸安全マネジメント体制の確立と継続的な改善につとめ、地域の皆様が安心してご乗車いただけるよう、安全対策を着実に実行します。

これらの趣旨を踏まえ2019年度輸送の安全に関する目標を設定し実践します。

## 基本方針

- ★取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ★当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- ★輸送の安全に関する情報は、正確かつ迅速に共有するとともに公表に努め、事故の未然防止に取り組みます。

## 重点施策と目標

- ★輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守します。
- ★輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- ★社員の定期健康診断を年2回実施し、適切な健康管理をより一層推進するよう教育を実施します。その結果を基に所属長との個人面談を行い健康管理の徹底を図ります。
- ★点呼時における情報の聴取と事故防止委員会の開催(情報の分析と報告・対策)し、指導教育の徹底を図ります。
- ★ドライブレコーダーを活用し安全運行のチェックや事故惹起者への個人指導をおこないます。

## 数値目標

### 1. 2019年度目標

- (1) 重大事故件数 0件(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- (2) 有責事故件数 前年比 10%削減

### 2. 2018年度達成状況

- (1) 重大事故件数 0件(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- (2) 有責事故件数 14件(前年度 15件)
- (3) その他の事故件数 16件(前年度 7件)

※重大事故とは、死者又は重傷者(14日以上病院に入院することを要する障害)を生じた事故、及び国土交通省令自動車事故報告規則第2条各号に該当(転覆、転落、火災等)する事故

※有責事故とは、乗務員の過失が60%以上ある事故